



## 平成 27 年度 第 2 回 重要文化財旧函館区公会堂 保存活用計画検討委員会 配布資料

### 議題 1. 保存活用計画

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 1. 2 章「保存管理計画」       | p. 4  |
| 2. 3 章「環境保全計画」(現状報告) | p. 16 |
| 3. 4 章「防災計画」(現状報告)   | p. 18 |

### 議題 2. 活用方策

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 1. 旧函館区公会堂の活用の歴史  | p. 20 |
| 2. 活用のための設備一覧(現状) | p. 24 |

- 〈参考資料〉
- ①昭和修理の概要・整備の方針（前回資料抜粋）
  - ②旧函館区公会堂配置図（1/500、2015 年作成）
  - ③平成 27・28 年度 事業スケジュール

重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会 名簿

区 分	氏 名	所 属 等	専 門 等
座 長	かど ゆきひろ 角 幸博	北海道大学名誉教授 NPO法人歴史的地域資産研究機構 代表理事	文化財建造物
委 員	いしおう のりひと 石王 紀仁	函館市文化財保護審議会委員 ハコダテ☆ものづくりフォーラム代表	建築
委 員	きくち ゆきえ 菊池 幸恵	函館工業高等専門学校准教授	まちづくり
委 員	きむら けんいち 木村 健一	公立はこだて未来大学教授	情報デザイン
委 員	きむら つとむ 木村 勉	長岡造形大学教授 昭和 57 年竣工旧函館区公会堂保存修理 工事事務所長	文化財建造物修理
委 員	いとう すずね 伊藤 鈴音	公募委員	市民代表
オブザーバー	文化庁文化財部参事官（建造物担当）付 （整備活用部門） 担当官		
	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 文化財保護グループ 文化財建造物担当		
アドバイザー	公益財団法人文化財建造物保存技術協会		
事務局	函館市教育委員会生涯学習部文化財課		

## 第1回 保存活用計画検討委員会での指摘事項等

### ○公会堂の沿革

大正11年から戦後までの公会堂の使われ方を調査・整理する。  
→ 資料20～23ページのとおり。

### ○各部屋の名称

明治43年建築当時の名称で記載する。

### ○部分・部位の設定

第2回検討委員会で協議する。  
→ 資料6～9ページのとおり。

### ○家具の展示（1階・大食堂，小食堂，球戯室など）

各部屋の活用方法によって，展示物やその方法等が変わることから，活用方策の協議のなかで協議する。

### ○活用公開の目標設定

市の各種計画での位置付けを確認し，事務局としての方針を示す。  
→ 別添資料「函館市の各種計画における旧函館区公会堂（および歴史的景観形成地域）の位置付け」のとおり。

### ○業績評価の指標設計

行政としての評価の枠組みのなかで設定していくことでよいのではないか。  
保存活用計画に記載するかどうか検討が必要である。  
→ 市の評価制度や各種計画での目標により対応する。

### ○保存修理後の建物管理

現在と同様指定管理者制度による管理・運営を継続する。  
担い手は公募により選定する。

### ○検討委員会からの提案の取り扱い

検討委員会での提案については意見として伺う。  
重要文化財としての制限や財源の問題もあるので，提案が実現可能かどうか十分検討し，反映できるものはできるだけ反映する。

### ○保存修理工事の指導を行う委員会等の設置

すでに大規模修理を実施済みであることから，今回の保存修理工事の実施に際しては委員会等の設置行わない。  
検討委員会の委員には，工事の進捗状況等を随時知らせたい。

議題1. 保存活用計画

1. 2章「保存管理計画」

2-1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

旧函館区公会堂は、昭和55年の半解体修理（以下「昭和修理」）や平成14年の部分修理工事の他にも、所有者、管理者が維持修理を行いながら保存されてきたが、昭和修理から30年以上が経過した現在では、以下に記すような破損が見られ本格的な保存修理工事が必要となっている。

外部では、風雨にさらされる甲板（ベランダ）や車寄せが大きく腐朽している。また雨掛かりとなる基礎石上の付土台、下見板、窓飾り、軒蛇腹など、外壁面も腐朽が大きく、特に東面は顕著である。内部でも、側廻りの部屋では天井の雨染みが散見される。大空間を有する2階の大広間では、荷重により天井が垂下し、他の部屋でも漆喰天井の割れなどが起こっている。以上のような元々の建物の特性に加え、北海道という厳しい冬の気象条件や、函館港から潮風が吹き込む立地条件などが加わって、各部の破損が進行している<sup>1</sup>。

項目	内容	箇所
外構・基礎・床下	煉瓦の一部欠失、目地劣化	[本]東面 [附]渡廊下
	石段のクラック	[本]車寄せ、縁側 [附]玄関
	周辺の延石のずれ、不陸	全面
外壁・甲板・車寄せ	柱、柱頭、手摺りなどの腐朽	[本]車寄せ、甲板、突出部
	床簀子の腐朽	[本]甲板
	下見板、窓台、軒蛇腹など外壁面の腐朽	全面
軸部	柱の捻れ、桁の垂下	[本]2階大広間
内壁・天井	漆喰塗の汚損、割損など	各室の天井、壁面
	壁紙の劣化、剥離	[本]2階貴賓室
	腰羽目板の脱落	各室の腰壁
	漆喰天井の垂下	[本]2階大広間、1階小食堂など
床	不陸	[本]2階廊下
	リノリウムの破損	[本]1階事務室
	塩ビシートの浮き	[本]各室
小屋組・屋根・雨樋	取付き部コーキングの劣化	屋根窓、煙突など
	雨盛り	[本]小屋組
	樋受石の不陸	[本]西側
建具	ドアハンドルなど金具のずれ	各室
	金具の各部材の摩耗(錠の開閉不良など)	各室
	敷鴨居の摩耗	各室
内装類	カーテン類の劣化(雨染み、日焼け)	[本]側廻りのカーテン類
	灯具の欠失	[本]事務室などの各室
塗装	油性ペイントの劣化	外壁面

図. 旧函館区公会堂の破損状況

※[本]本館 [附]附属棟

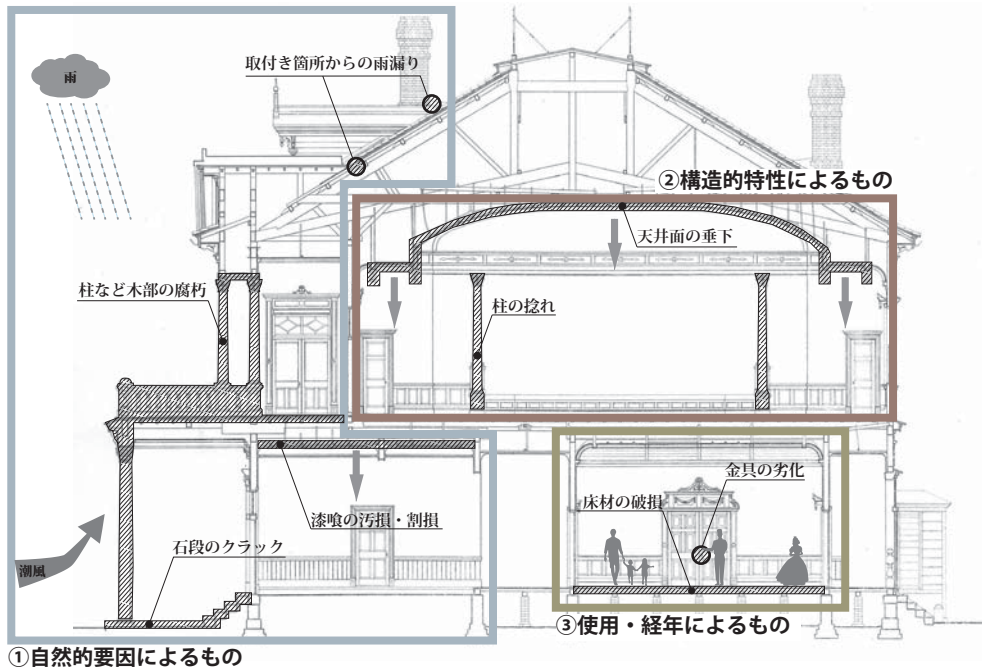
(2) 管理状況

建物と敷地は函館市所有となっており、日常の管理は指定管理団体の「公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団」（以下「財団」）が行っている。現在は通年で公開されており、公開時間内は財団の職員が常駐し、夜間は市内の警備会社に警備を委託している。休館日は、12/31～1/3の年末年始（特別公開あり）と、月に1度の「館内整理日」（繁忙期の5-8月を除く）となっている。館内の清掃は市内の業者に委託し、床や窓ガラス、便所の清掃などを行っている。

1. 平成23年度の保存修理調査では、各部の破損箇所と内容が詳細にまとめられている。  
『旧函館区公会堂 保存修理調査結果報告書』参照。



【模式図】



①自然的要因によるもの



雨漏り (本館小屋組)



柱頭の腐朽 (本館車寄せ)



窓台の腐朽 (本館東面)



天井の汚損・割損 (本館会議所役員室)

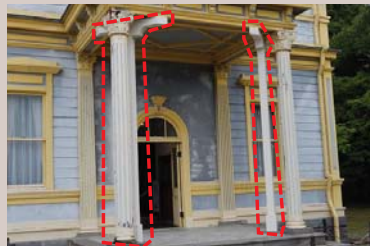
②構造的特性によるもの



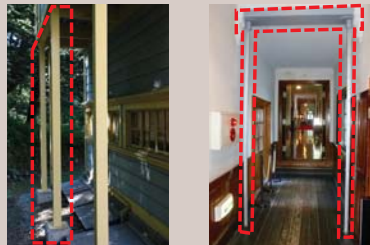
天井の垂下 (本館大広間)



床の不陸 (本館2階廊下)



補強柱 (本館西側車寄せ)



補強柱 (左: 本館突出部 右: 渡廊下)

③使用・経年によるもの



リノリウムの破損 (本館会議所役員室)



塩ビシートの浮き (本館演壇)



建具金物のずれ (本館会議所役員室)



壁紙の割れ (御食堂)

図. 旧函館区公会堂の破損状況

## 2-2. 保護の方針

### (1) 部分の設定と保護の方針

「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、以下の区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

#### 〈保存部分〉

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分。構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

基準1：材料自体の保存を行う部位

基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

公会堂は、昭和修理の際に当初復原されており、全体的に軸部などの主要部材から造作に至るまで、修理後の改変が少ないことから、基本的には外観及び内部の全面を保存部分とする。

保存部分では現状維持を原則とするが、管理及び活用上必要な場合には変更を検討する。ただし、変更を加える場合には、躯体や他の部材への負荷を最小限に抑える。

#### 〈保全部分〉

維持及び保全することが要求される部分で、主として部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分。内部においては、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び補強等のために改変が許される部分に限る。

基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

保存部分と同様、基本的には現状を維持するが、管理や活用のために、定期的に内装や設備の更新が必要な部屋を保全部分とする。現状の内観、仕様を変更する際には、雰囲気や損なわないよう配慮する。

例) 便所（衛生器具の更新、レイアウトの変更など）、

事務室や附属棟など管理の部屋（照明や空調器具の追加、防災基盤などの更新）

#### 〈その他部分〉

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分。

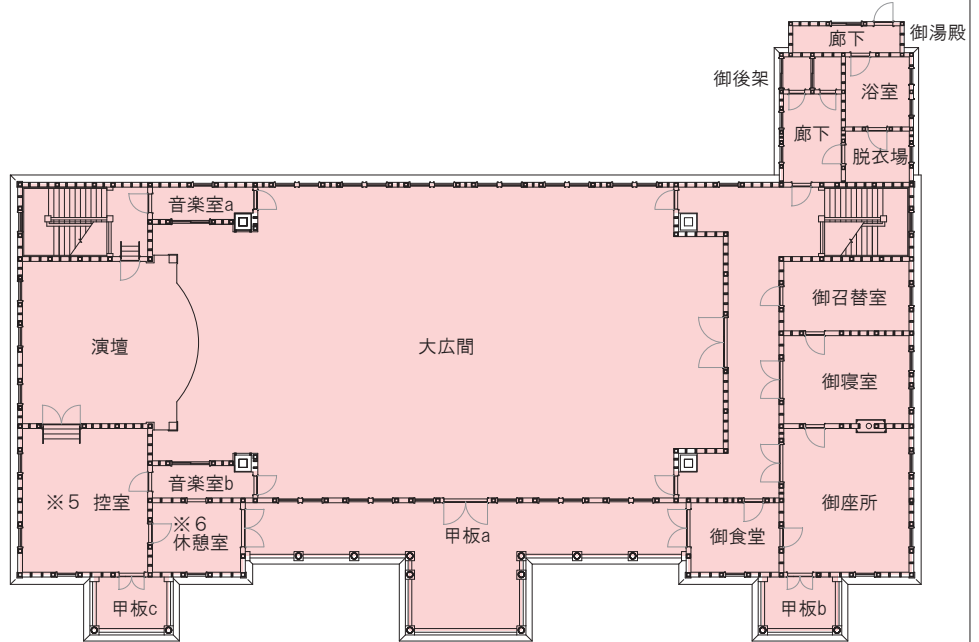
基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

公会堂は、昭和修理の際に当初の姿に復原され、その後の改変も少ないことから、〈その他部分〉は設定しない。

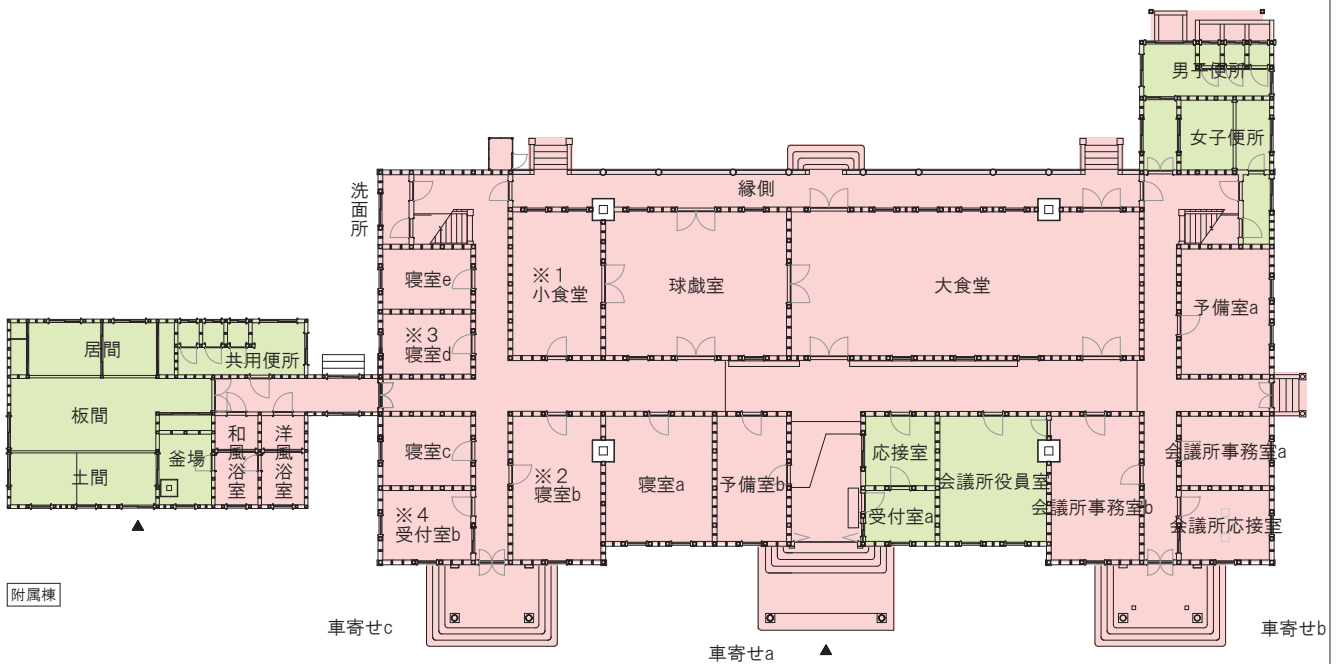
※ここに図示するのは、各室の現在の用途を継続した場合の設定案である。  
 部分の設定は、今後の調査や防災計画、活用計画を反映する必要があり、  
 活用計画では、各室の用途の変更も検討課題としている。  
 よって部分の設定に関しては、各計画と調整しながら引き続き検討する。

保存部分  
 保全部分

用途	当初	現状	現状
※1	小食堂	売店	仮設の陳列棚を使用
※2	寝室b	貸衣装室	仮設の着替え室を使用
※3	寝室d	化粧室	仮設の化粧台を使用
※4	受付室b	物置	当初の家具を収納
※5	控室	休憩室	仮設の着替え室を使用
※6	休憩室	物置	イベント用椅子を収納



2階平面図



1階平面図

図. 部分の設定 (案)

## (2) 部位の設定と保護の方針

「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、前項で設定した各部分について、一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、暖炉、軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

### 〈基準1〉材料自体の保存を行う部位

装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とする。

公会堂では、軸部や建具などに加え、当初の灯具や2階貴賓室廻りに用いられた当初の壁紙（輸入材）などは資料的価値も高く、文化財として材料自体を厳密に保存するため、基準1とする。

例) 主要部材（基礎、土台、柱、梁、額縁等）、建具、中心飾、当初の内装類など

### 〈基準2〉材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準1に準じた箇所、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2とする。

漆喰塗や瓦葺などが挙げられ、修理は、伝統的な材料、技法をもって行う。昭和の保存修理時に、当初の床の様子を理解のため一部に用いられたリノリウムや、上質な雰囲気を残すために貴賓室廻りに使用された別注品のカーテンや絨緞も含む。

例) 壁面（漆喰塗、下見板）、屋根（瓦葺、銅板葺）、床面（人造石研出し仕上げ）など

### 〈基準3〉主たる形状及び色彩を保存する部位

保存部分にあつては、活用又は補強等のため特に変更が必要な部位に限り基準3とする。保全部分にあつては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とする。

公会堂では、当初のカーテンや絨緞は全て失われていたが、カーテンは、古写真によって形状や前飾りの形式、束ね方が判明し、絨緞は文献資料によって色彩が判明した。そこで、材料自体は一般的なものを用いつつ、どちらも形状や色彩が復原された。

このような検討を経て、当初の形状や色彩が整備復旧された箇所、あるいは仕様が判明しても、今日では入手困難なもので一般的な既成品により代替されている箇所は、基準3とする。

例) カーテン、絨緞（ともに貴賓室廻り以外の既成品程度のもの）

### 〈基準4〉意匠上の配慮を必要とする部位

保全部分にあつては、活用又は補強のため特に変更が必要な部位について基準4とする。その他部分にあつては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とする。

公会堂では、主に管理、活用に必要な設備類など、意匠を配慮しながら現代的な技法、材料を用いて整備する部位を基準4とする。

例) 防災や活用のための設備類、補助照明など

### 〈基準5〉所有者等の自由裁量に委ねられる部位

その他部分にあつては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、その他については基準5とすることができる。

公会堂では、その他の部分を設定しないので、該当する箇所はない。

	〈基準1〉 材料自体を保存	〈基準2〉材料の形状・ 材質・仕上げ・色彩を保存	〈基準3〉 主たる形状及び色彩を保存	〈基準4〉 意匠上の配慮が必要
床	リノリウム	輸入品のリノリウム		塩化ビニールシート
	絨緞	別注品（御座所、御寝室）	既成品（その他の部屋）	
カーテン		別注品（御座所、御寝室）	既成品（その他の部屋）	
照明	当初の灯具（復原含む）			新設した補助照明
壁紙	当初の壁紙		整備した壁紙（御食堂）	
内壁塗装		油性ペイント・ワニス塗装		
外壁塗装		油性ペイント塗装		

表. 部位の設定案（内装など）



**【基準1】**

- 主要構造部  
柱
- 天井面  
中心飾  
木製天井
- 照明  
当初の灯具
- 内装  
カーテンボックス

**【基準2】**

- 壁面  
漆喰塗
- 天井面  
漆喰塗



本館 大広間（2階）

**【基準3】**

- 内装  
カーテン

**【基準4】**

- 床面  
塩化ビニールシート張り

**【基準1】**

- 天井面  
板張り
- 床面  
板敷き
- 建具  
上下がらす窓  
引違いがらす窓

**【基準2】**

- 壁面  
漆喰塗
- 床面  
珪外仕上げ



附属棟 板間・土間

**【基準3】**

**【基準4】**

- 照明  
補助照明
- 設備  
火災報知機  
流し、ガス台

**【基準1】**

- 主要構造部  
基礎
- 壁面  
持送り  
軒蛇腹  
窓飾り  
胴蛇腹  
小庇

**【基準2】**

- 屋根面  
瓦葺  
銅板葺(小庇)
- 壁面  
下見板張り
- 塗装  
油性ペイント塗装
- 設備  
換気口



本館 外部

**【基準3】**

**【基準4】**

図. 部位の設定 (案)

## 2-3. 管理計画

### (1) 管理体制の現状

指定管理者の「公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団」は、平成元年に設立され、市内の文化・スポーツ施設の管理運営にあたっている。旧函館区公会堂は、財団設立当初の平成元年から管理委託され、平成18年からは指定管理者制度を導入して「函館市社会教育施設等の管理に関する協定書」に基づき管理にあたっている。現在は、公開時間中は財団職員が常駐し、夜間は財団からの委託により、警備会社が警備している。同じく財団からの委託により、日中は清掃会社が館内清掃をしている。今回の保存修理後は、公募により指定管理者を選定する予定である。

【所有者】 函館市 / 北海道函館市東雲町4番13号

担当：教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 Tel：0138-21-3464

【指定管理者】 公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団 / 北海道函館市湯川町1-32-1

Tel：0138-57-9734 (旧函館区公会堂 Tel：0138-22-1001)

・業務内容：旧函館区公会堂の管理運営全般。

公会堂の職員は9名で、公開時間中は4名以上が常駐。

日常の記録として業務日誌を作成。

【夜間警備】 株式会社 セントラル警備

・業務内容：夜間の警備（4-10月 19：00～9：00、11-3月 17：00～9：00）。

夜間に警備員1名が附属棟に宿直。夜間及び朝に数回見回り。

夜間の有事の際は、館長以下関係者に連絡。

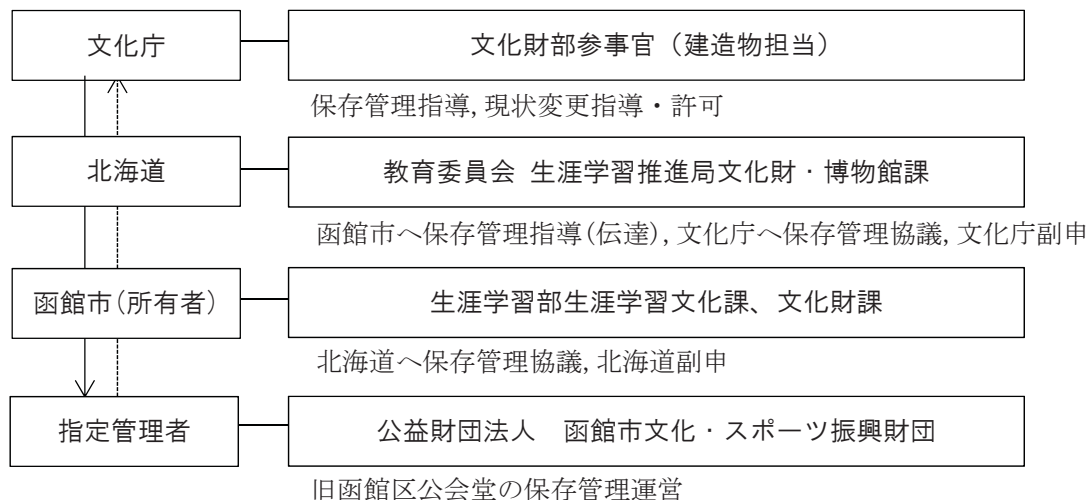
日常の記録として管理日誌を作成、指定管理者に報告。

【清掃】 株式会社 セイビ

・業務内容：公会堂館内の清掃全般（床、窓ガラス、便所の清掃、ワックス掛けなど）

日常の記録として管理日誌を作成、指定管理者に報告。

管理上の連絡体制は以下の通りとする。



## (2) 管理方法の現状

建造物の保存環境を良好に維持するために必要な事項について、具体的な管理の方法を記す。

### 1) 保存環境の管理

#### ①清掃、整頓に関する事項

(現状)

- ・床の清掃、便所の清掃（委託業者）
- ・枝払いや落葉の清掃など、建物外部の清掃（財団職員）

(計画に盛り込む内容)

- ・木部の清掃は基本的に箒、乾拭きで行い、必要に応じて固く絞った雑巾などを用いる。
- ・壁紙は、静電気を利用した掃除道具などで丁寧に埃を取る。
- ・化学雑巾や薬品は基本的に使用しない。

#### ②日照・通風の確保に関する事項

(現状)

- ・公開時には建具の開閉を行ない、通風を確保する。
- ・冬期また強風時には建具の開閉はしない。

(計画に盛り込む内容)

- ・昭和修理の際に設置された換気口を有効に使い、建物の温湿度管理を行う。
- ・周辺樹木の剪定により、日照・通風を確保する。

#### ③蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

(現状)

- ・基礎や付土台、下見板、窓飾り、また甲板や車寄せなど外部は集中的に点検する。
- ・樋受石が逆勾配になっている。

(計画に盛り込む内容)

- ・蟻害・虫害・腐朽箇所は早期に発見し、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。
- ・暗渠排水管より排水しているが、特に大雨の時などには排水状況をよく確認する。
- ・雨掛かりとなるようなものを整備する。

#### ④風水雪害に関する事項

(現状)

- ・冬期には財団職員が建物周囲を雪かきし、点検・避難用の道を確保。
- ・同じく冬期には、建物周囲にロープを張り、落雪による被害を回避。
- ・雪下ろしはしていない。
- ・敷地は土砂災害警戒区域に指定されている。(※4章にて詳述)

(計画に盛り込む内容)

- ・台風や大雨などの警報等に対し可能な応急措置を施す。
- ・緊急時のマニュアルを作成する。

## 2) 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。以下の内容については、文化財保護法第 33 条に規定される「き損届」及び第 43 条の 2 による「修理届」の提出は基本的に必要ないものとする。判断が困難なものは函館市教育委員会、北海道教育委員会などと協議の上実施する。(第 6 章参照)

なお、指定管理者は「函館市社会教育施設等の管理に関する協定書」に基づき、修繕にかかる費用が 80 万円未満/件の場合には、原則として指定管理者の負担で修繕を行うこととなっており、実施にあたっては市と協議することとしている。

### ①外構及び基礎、床下

#### 【主な点検項目】

- ・基礎、石段のクラック、ずれ、不陸、目地の劣化。
- ・床下の虫害・腐朽箇所。

#### 【小規模な修繕など】

- ・目地の補修。
- ・石段などは、苔や汚れを適当な洗剤で取り除く。
- ・蟻道や落葉の堆積を確認したら、防蟻処理、堆積物の除去など然るべき措置を取る。
- ・基礎廻りの換気口の開閉。

### ②外壁・甲板・車寄せなど

#### 【主な点検項目】

- ・付土台、屋根窓、下見板、軒蛇腹、窓台などの腐朽、ひび割れ、弛緩、脱落。
- ・甲板、車寄せの柱、柱頭、手摺りなどの腐朽。

#### 【小規模な修繕など】

- ・下見板の補修。
- ・窓飾りなど落下しそうなものを確認した際は、速やかに立入禁止とする。

### ③内壁・天井

#### 【主な点検項目】

- ・仕上げ材（壁紙類、漆喰塗、板張りなど）の劣化。
- ・雨漏りなどによる湿潤箇所の点検。

#### 【小規模な修繕など】

- ・漆喰の亀裂、汚損箇所の応急的な補修。
- ・崩落しそうな箇所を確認した際は、速やかに立入禁止とする。

### ④床

#### 【主な点検項目】

- ・リノリウム、塩ビシート、板張り、畳などの摩耗、傷、ささくれ、浮きなど

#### 【小規模な修繕など】

- ・清掃（雑巾やモップでの乾拭き、ワックス掛け、埃の除去など）。
- ・重量物の持込み制限。
- ・家具等の設置、移動に伴う床面への衝撃の回避。
- ・畳の天日干し、裏返し、表替えなどのメンテナンス。



### ⑤屋根及び雨樋

#### 【主な点検項目】

- ・外部から瓦の乱れや取付き箇所（煙突、屋根窓、渡廊下）の確認。
- ・小屋裏から雨染みなどの確認。
- ・樋受石周辺の排水状況の確認。

#### 【小規模な修繕など】

- ・棧瓦葺の屋根ズレ直し。
- ・取付き部のコーキング処理。

### ⑥建具

#### 【主な点検事項】

- ・建具の建付、ガラスの割れ
- ・金具類のサビ、弛緩など。
- ・敷鴨居の摩耗、腐朽。

#### 【小規模な修繕など】

- ・建付調整。
- ・蝶番、軸摺り、吊金具などへの施油。
- ・ドアハンドル、錠などの締直し。
- ・開閉時に金具類が壁面などを傷つけないよう注意する。
- ・強風時の建具の固定。
- ・敷居などに入った砂や小石は極力取り除き、開閉による摩滅を防ぐ。

### ⑦内装類

#### 【主な点検事項】

- ・カーテン類の劣化、日焼け、雨染みなどの確認。

#### 【小規模な修繕など】

- ・電球（照明）の交換。

### ⑧その他

- ・便器等衛生器具の更新。
- ・物置に収納された家具の整頓。
- ・展示家具の点検、修繕。

## (3) 今後の課題

今回の保存修理後は、公募により指定管理者を選定する予定であることから、現在の管理者が変更となることも想定されるため、基本的な管理体制・方法は現状を継続することとし、管理者に合わせて詳細を再検討する。

## 2-4. 修理計画

### (1) 当面必要な維持修理の措置

破損箇所は多くあるが、平成 29～31 年度に保存修理工事が計画されている。当面は、緊急を要する箇所についての維持修理に努める。

### (2) 今後の保存修理計画

今回の保存修理や設備改修について、平成 23 年度に実施した保存修理調査に基づいて計画された修理・改修の内容を下記に示す。

#### 【保存修理】

木部から漆喰塗などの仕上げ材など、各部の破損が進行している。基本計画や実施設計を経て、部分修理工事として軸部を残したまま壁面などを解体し、木部や左官、塗装工事などを行う。

#### 【耐震補強】

耐震診断の結果、本館、附属棟ともに「安全確保水準」を満たしていないことが確認されたことから、建物の保存修理に合わせ耐震補強を行う。

本館は、壁面内部への耐震壁の付加、2 階及び小屋裏水平構面の補強、軸部への接合金物の付加、コンクリート基礎の増設などを行う。附属棟は壁面内部への耐震壁、軸部への接合金物の付加を行う。

#### 【設備改修】

昭和修理の際に整備された設備類が更新の時期に来ていることから、電気設備工事として、電灯設備、テレビ共同受信設備、拡声設備の更新などを行なう。また玄関前面石畳のロードヒーティング設備を新設し、エレベータ設備の設置などバリアフリー対策も検討する。機械設備工事では、給排水設備、衛生器具設備、給油設備、換気設備の更新を行うほか、冷暖房設備の設置も検討する。

また、設備類と同様に防犯・防火装置も更新の時期に来ていることから、機器の更新を行う。特に防犯警備については、現在の有人警備から機械警備の導入や監視カメラの設置などを検討する。

#### 【展示改修】

現在は、昭和修理後の展示の状態を基本的に継続しているが、保存修理に合わせてハード・ソフト両面において、展示計画を検討する。

#### 〈今後の計画〉

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 平成 27～28 年度 | ○保存活用計画策定        |
|             | ○基本計画            |
| 平成 29～31 年度 | ○実施設計            |
|             | ○保存修理工事（耐震補強を含む） |
|             | ○設備改修工事          |
|             | ○展示改修工事          |

建造物保存修理工事	本館	基礎工事	東側ポーチ石段据直し、背面中央石段据直し、背面・側面石段耳石据直し、正面玄関敷石据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、背面石積復旧、基礎煉瓦目地補修
		木工事	東西バルコニー復旧、外壁等補修、背面雑作等補修、背面突出屋根継補修、内部腰板補修
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、売店天井塗直し、二階煙突回り天井補修、漆喰壁天井亀裂補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
		板金工事	バルコニー床銅板葺、陸屋根際水切り
		雑工事	壁紙補修、建具補修、煙突止水処理、棟飾り控え止水処理、修理銘札
	附属棟	基礎工事	正面石段据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、煉瓦基礎亀裂補修、基礎煉瓦目地補修
		木工事	外壁等補修
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、内壁化粧直し、渡廊下境天井補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
		雑工事	渡廊下棟改修、建具補修、建具整備、煙突止水処理、修理銘札
電気設備工事	電灯設備	照明器具は取り外して清掃ランプを取り替えて再用。破損器具は同等品で復旧。配線器具、電線、ケーブルは全て更新。	
	防災照明設備	誘導灯は高輝度型に更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	テレビ共同受信設備	CATV保安器を適切な位置に取付け、配線は全て更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	拡声設備	アンプ、スピーカー等機器は更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	自動火災報知設備	設備機器は全て更新。電線、ケーブルは全て更新。建物外部に炎感知器を新設。	
	避雷設備	突針は再用し、棟上導体及び導線は更新。	
	ロードヒーティング設備	正面玄関前石畳部分にロードヒーティングを敷設新設。電力契約は期間電力（融雪電力）とする。	
	外灯設備	正面の外灯を既設同等品に更新。	
	(空調設備)	(冷暖房設備の設置。) <b>※要検討</b>	
	(エレベーター設備)	(建物裏側部分にエレベーター（定員3名、ロープ式）を設置。) <b>※要検討</b>	
機械設備工事	屋外給水設備	敷地内の配管を全て更新。量水器ボックスは更新。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。また、掘削範囲を最小にする為に新設排水経路と並走する。	
	屋内給水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	屋外排水設備	敷地内の配管を全て更新。排水桝は塩ビ柵とする。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。	
	屋内排水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	衛生器具設備	便所レイアウト変更に伴い改修。衛生器具は節水・コンパクト型とする。	
	屋外消火設備（放水銃）	全ての配管を更新。エンジン付消防ポンプ、放水銃ユニットは更新。屋内消火栓系統とは別に設けて整備する。	
	屋内消火設備（屋内消火栓）	全ての配管を更新。消防ポンプは更新し、屋内消火栓は既設品を再用。放水系統とは別に設けて整備。	
	給油設備	全ての配管を更新する。オイルタンクは更新。	
	換気設備	換気扇本体を全て更新。ダクトは、便所レイアウト変更に伴い改修。	
	その他	男女便所、車椅子便所のレイアウト変更に伴い床、壁、天井を改修。貫通部、取付等に不具合が生じている箇所の補修。	
耐震補強工事	本館	基礎補強（コンクリート基礎の設置、既存基礎との一体化）、水平構面補強（2階床下の一部及び小屋裏へ水平ブレース、方杖設置）、壁内補強（構造用合板設置）、接合部補強	
	附属棟	壁内補強、接合部補強	

『重要文化財旧函館区公会堂保存修理調査業務報告書』（平成24年）、『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務報告書』（平成27年）をもとに修正







### 【防火対策】

#### ①当該文化財の燃焼特性

旧函館区公会堂は、本館、附属棟とも木造であり燃焼性は高い。

#### ②延焼の危険性・防火環境の把握

周辺には木造住宅などが建ち並び、延焼の危険性はあるが、一定の距離があり、敷地周辺には樹木も茂っている。敷地内は禁煙で火気の使用は制限されているが、隣接する宅地、公園での焚き火、花火等には十分注意が必要である。ポンプ室はRC造、全面モルタル塗で、燃焼性は低い。附属棟東側に、ストーブに灯油を供給するオイルタンクが設置されている。

公会堂内部では基本的に火気を使用していないが、冬期にはストーブを使用している。附属棟にはガス台を設置している。

#### ③防火管理の現状

現在は「防火管理に係る消防計画」(以下「消防計画」)に基づき管理にあっている。

防火管理者：公会堂館長

#### ④消火・避難体制

消防体制は「自衛消防組織編成表」に基づき、「営業時間内等(9～19時)」、「勤務人員が少ない時間帯(17時30分～19時)」に分けている。夜間は警備会社に委託している。

火災発生時には、「火災時緊急マニュアル」(財団作成)に基づき、避難・誘導を行う。

有事の際は緊急連絡網に基づき連絡する。

#### ⑤防火訓練・設備点検

「消防計画」に基づき年に2回(9・1月)に通報、消火、避難誘導などの総合訓練を実施している。

設備点検は、消防法に基づき機器点検を年に2回、総合点検を年に1回行なっている。

### 【防犯対策】

#### ①警備・巡回

公開時間内には、財団職員が常駐している。

夜間は委託警備とし、附属棟居間を宿直室として利用して警備員が在駐している。建物内外の巡回を0時までに数回、朝に数回行っている。

#### ②施錠管理

施錠は財団職員により行っている。

#### ③夜間照明等

正面側に外灯が2基設置されている。また、建物のライトアップ用照明が10基設置されている(照明時間:夕方～22時)。

#### ④事故歴

これまでに、見学者による建具の毀損、館外からの投石によるガラスの割損などがあった。

#### ⑤今後の課題

夜間警備は機械警備も検討する。

### 【その他の災害対策】

#### ①耐震対策

地震被害はこれまでも数回あったが、近年の地震による建物の破損は比較的小規模で、維持修理を行ってきた。

耐震診断は平成25年度に実施し、今後の修理にて補強を行う。

地震発生時には、「地震時緊急マニュアル」(財団作成)に基づき、避難などの対応を取る。

#### ②その他の災害

昭和58年に大雪があり、本館東側(附属棟側)の屋根瓦が全面落ちた。

その他の災害はこれまでに特にはない。(土砂災害警戒区域については追記)

- 消火設備
- 誘導灯
- その他

### 【その他の設備】

#### ■内部

- ・自火報は天井裏など各部に配置
- ・消火器は各所に設置

#### ■外部

- ・避雷針
- ・ポンプ小屋、貯水槽



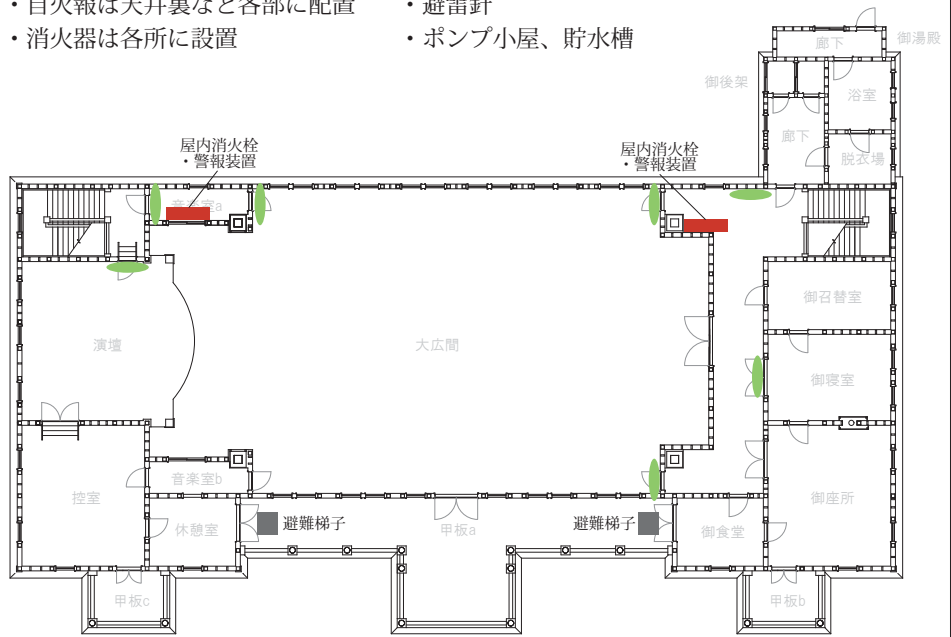
放水銃 (本館西側)



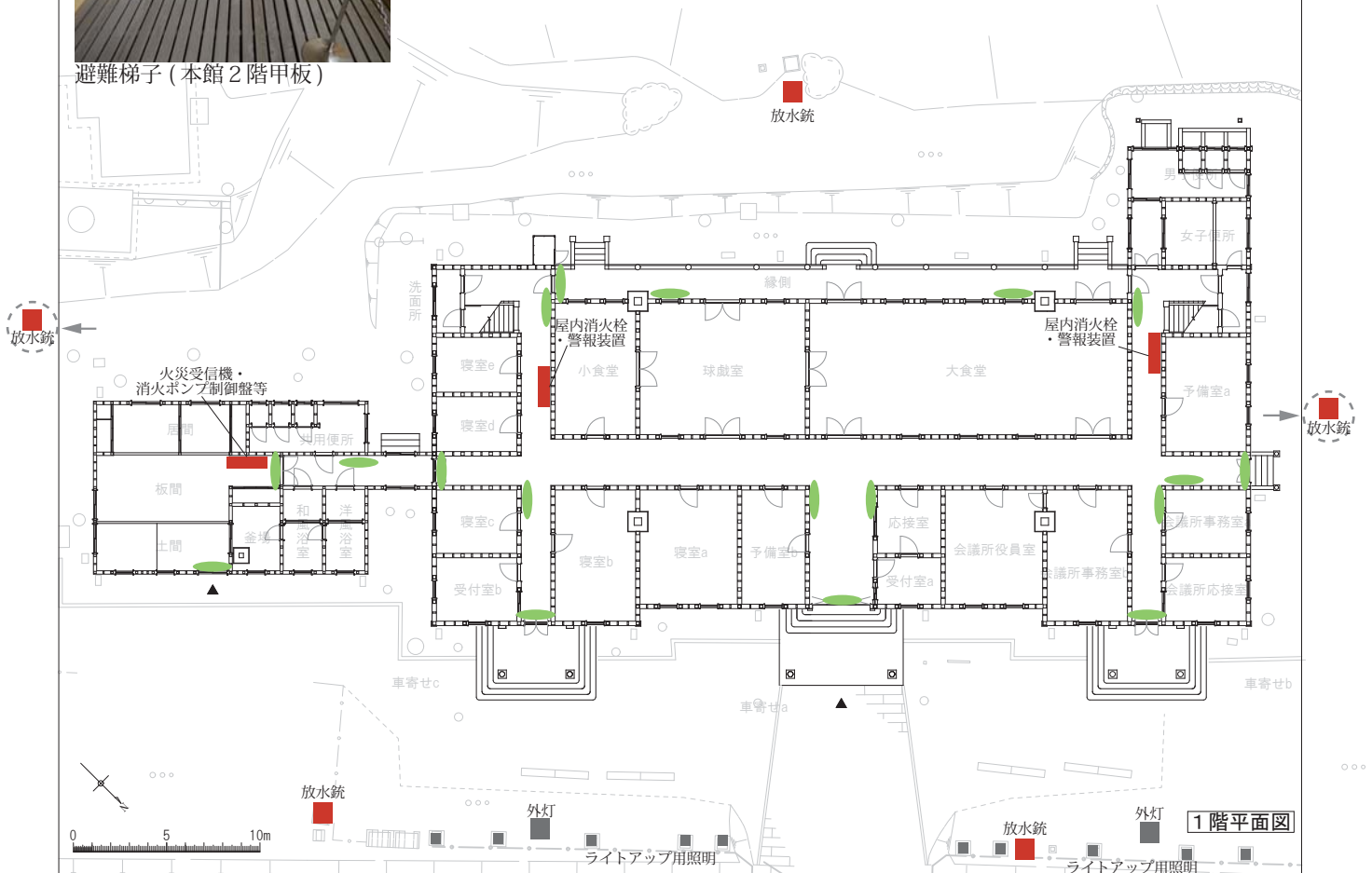
屋内消火栓 (本館2階西側)



避難梯子 (本館2階甲板)



2階平面図



1階平面図

## 議題2. 活用方策

### 1. 旧函館区公会堂の活用の歴史

#### ■参考資料

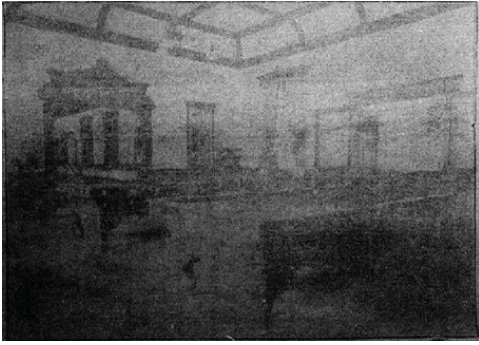
- ・ 函館市中央図書館所蔵資料
- ・ 函館市図書館所蔵デジタルアーカイブ
- ・ 函館市史デジタル版

年月日	活用		備考	
明治	44	8 20	皇太子(後の大正天皇)行啓	23日まで
		11 22	区議員選挙の候補者予選有志大会	
大正	3	8 11	第二回函館特産品展覧会(函館商業会議所主催)	17日まで
	4		第十回 全国缶詰業連合大会品評会	
	5	8 2	高等女学校教員による個人洋画展覧会	4日まで
		7 17	ロシア副領事夫妻を招いて祝賀会	
	6	8 11	全国記者大会	
	8	5	函館慈善事業寄付大音楽会	
	9	8	函館初レコード演奏会「ビクターレコード名曲演奏会」	聴衆400人
		10 16	二科展入賞作家による洋画個展	20日まで
	10	5 1	火防設備実行回、火防実行の区民大会	
		8 23	赤光社第一回美術展覧会	
		11	ポーランド人奏者による道初のマンドリン独奏会	
	11	7	皇太子(後の昭和天皇)行啓	
		8 26	函館市制施行祝賀式	
	12	9 14	函館中学校音楽部による関東大震災避難者への義捐音楽会	
	13	6 17	函館市小学校女教員会	
7 16		「婦人会」愛読者大会講演、菊池寛が来訪		
14	2 11	日ソ基本条約調印祝賀会	来会600人	
15	3 23	「市是」制定の市民懇話会	代表者300名が集まる	
昭和	2	5 17	芥川龍之介、里見淳による講演会	聴衆1000人
	3	9 13	長輪線開通祝賀会	函館毎日新聞に記事あり
		11 17	御大礼奉祝会	
	7		佐藤美子独唱会	
	8		愛国婦人会函館支部に東伏見宮妃殿下が来訪	
	12	12 20	海軍航空幹部募集会場	
	20	11 1	函館連隊区司令部が公会堂内へ移転	26日まで
		12月以降	函館引揚援護局仮事務所として利用	
	21	1	国立湯川病院(旧湯川陸軍病院)、国立函館病院(旧函館陸軍病院)が公会堂内へ移転	3月まで
	22	5 30	函館営林局が借受け、公会堂を仮庁舎として利用	12月まで
			公会堂を住宅とする計画案	
	26	3	公会堂を函館地方海難審判庁、同理事所として利用	昭和31年まで
	30		洞爺丸台風の海難審判が公会堂で開かれる	
32	10 22	公会堂として再生(市民の集会所として利用できるよう条例公布)		
		市営繕課により順次甲板、便所など改修		
不詳			音楽大演奏会	
			音楽と童謡舞踊の夕べ	
			第1回函館特産品展覧会	
			海軍志願兵募集所	
			高田屋嘉兵衛木像開眼式	
			国防資献金音楽会	
			第1回演奏会	
			筑前琵琶大演奏会	
			田中巴之助先生特別大講演会	
			函館水上警察署新築落成祝賀会	
			明治大学ハーモニカソサエティ	
			御巡幸記念展	
			図書館週間	
			北海道船主大会	
			精神文化大講演会(国学院大学弁論部主催)	
			長谷川如是閑、櫛田民蔵先生講演会	

表. 公会堂の活用の履歴



【旧函館区公会堂の利用方法】



球戯室（竣工時）



全国缶詰業連合大会品評会（大広間/大正4年）



市制施行祝賀会（大広間/大正11年）



東伏見宮妃殿下来訪（大広間/昭和8年）



函館地方海難審判庁（大食堂/昭和26年頃）



仏像開眼式（大広間）



水上警察署落成祝賀会



北海道船主大会（本館玄関）



特産品展覧会



筑前琵琶大演奏會



陳列会メモ書き



## 【予算資料にみる公会堂の様子】

### ①函館区会決議書 明治45年

#### ■明治行啓時の様子

- ・設備の為7月以降は一般の使用を禁じ前後2回の大消毒を施行し階下は供奉員の宿舎に供したり
- ・御寝室に畳を敷込み、階上に御湯殿及び御便所の築設、「デッキ」塗替え、「アスファルト」、御浴湯沸所及人力車置場の仮設、庭内に水道専用栓の布設、建物内外の修繕、外廻堤上に多行松植付、境界木柵の建設、庭園の築造等なり

### ②函館区会議案 大正10年

#### ■函館区大正十年度歳入歳出予算（議案第1号）

- ・公会堂の使用料収入… 844 円
- ・公会堂の歳出 …2,891 円
  - 内訳 雑給…1,346 円
    - 事務員月俸 55 円/年・人…660 円
    - 小使日給 1 円 40 銭/年・人…511 円
    - 暖爐据付取片付掃除費…34 円 8 銭
    - 臨時人夫 30 人 1 円 50 銭/人…45 円
    - 便所汲取掃除費 3 円/月…9 円
    - 事務員小使年末慰労金…86 円 50 銭
  - 需用費…1,056 円（内訳は右ページ参照）
  - 雑費…153 円
    - 常夜電燈料…55 円 61 銭
    - 臨時電燈料…20 円
    - 電話使用料…74 円
    - 電鈴使用料…3 円
  - 修繕費…336 円
    - 小破修繕費…100 円
    - 家根瓦防寒及取除費…29 円
    - 樹木手入費…170 円 20 銭
    - 土堤手入費…36 円

#### ■大正10年第1回 函館区会議案第9号

- ・函館公会堂使用規則中改正の件  
使用料（改正後）
  - ・第一号…16 円
  - ・第二号…1 円 60 銭
  - ・第三号…1 円 60 銭
  - ・第四号…2 円 20 銭
  - ・第五号…3 円 20 銭



議題2. 活用方策  
2. 活用のための設備一覧(現状)

【暖房設備】

附属棟東側のオイルタンクからの給油管により、冬期にはストーブが本館に4つ、附属棟に1つ設置されるが、11月以降は館内が0℃近くまで下がり対策が必要。側廻りの建具の気密性向上も検討する必要がある。



**①石油暖房機**  
場所：本館 大食堂  
大食堂以外に小食堂に1つ、事務室に煙突式のものが2つ設置されている。



**②FF式石油温風暖房機**  
場所：附属棟 居間  
休憩室（公開時間）、宿直室（夜間）として利用される居間に設置。



**③暖房照明**  
場所：各便所  
昭和修理後に各便所に設置。



**④オイルタンク**  
場所：附属棟東側  
埋設された給油管から各室のストーブに給油。



**⑤側廻り建具**  
場所：附属棟 管理室  
休憩室として利用している管理室の建具。寒気流入防止のため、ガムテープで建具の隙間を養生。



**⑥側廻り建具**  
場所：正面出入口、縁側等  
冬期の寒気流入防止のため、正面出入口の開戸、縁側の雨戸などは、新聞紙で隙間を塞いでいる。

【便所】

昭和修理時に本館に男子便所と女子便所、附属棟に共用便所を整備した。特に女子便所では、ブースが狭く不便。



**①男子便所**  
場所：本館  
当初便所を男子便所に用い、設備は一般的なものが整備されている。  
・壁型小便器×3、ブース×3



**②女子便所**  
場所：本館  
元湯沸所内部に、部材を傷めないようプレハブ式の女子便所が設置されている。  
・ブース×4



**③共用便所**  
場所：附属棟  
当初のレイアウトに復元し、共用便所としている。設備は一般的なものが整備。  
・壁型小便器×3、ブース×3

【電気設備】

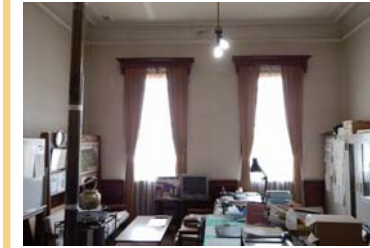
昭和修理時に当初の灯具を復元し、部分的に補助照明を設置した。ほぼ全室にコンセントがあるが、特に事務室では照度が不足。



**当初の灯具**  
場所：各室  
昭和修理時にソケットを新調し、当初の明るさを再現するためシャンデリア60W、その他40Wの白色電球とした。



**補助照明**  
場所：便所、附属棟板間等  
昭和修理時に、当初の灯具だけでは明るさが足りず、日常の使用に不便なところに補助照明を設置。



**デスクライト**  
場所：事務室等  
事務室などではデスクライトなどで対応。昭和修理時に、フロアライトなどの設置のため、コンセントが各室に配備された。

【その他】



**①流し・ガス台**  
場所：附属棟 板間  
附属棟の板間東端に設置。館内のガス台（調理器具）はここのみ。



**②靴箱（ロッカー）**  
場所：本館 1階廊下  
昭和修理後には現在の小林写真館を下入れの部屋としていた。衣装館利用者などロッカーの要望がある。



**③ライトアップ用照明**  
場所：敷地北側  
夜間ライトアップのための照明。毎晩建物の正面側をライトアップ。

バリアフリー対策

繁忙期（4-9月）には、補助が必要な方が月に10名程度見学に訪れる。ほとんどが1階のみを見学。便所などには補助者が同伴し、他に財団職員が協力することもある。内部には車いすも準備しているが、見学せずに玄関の前で帰る方もいる。

自動販売機

場所：敷地北側

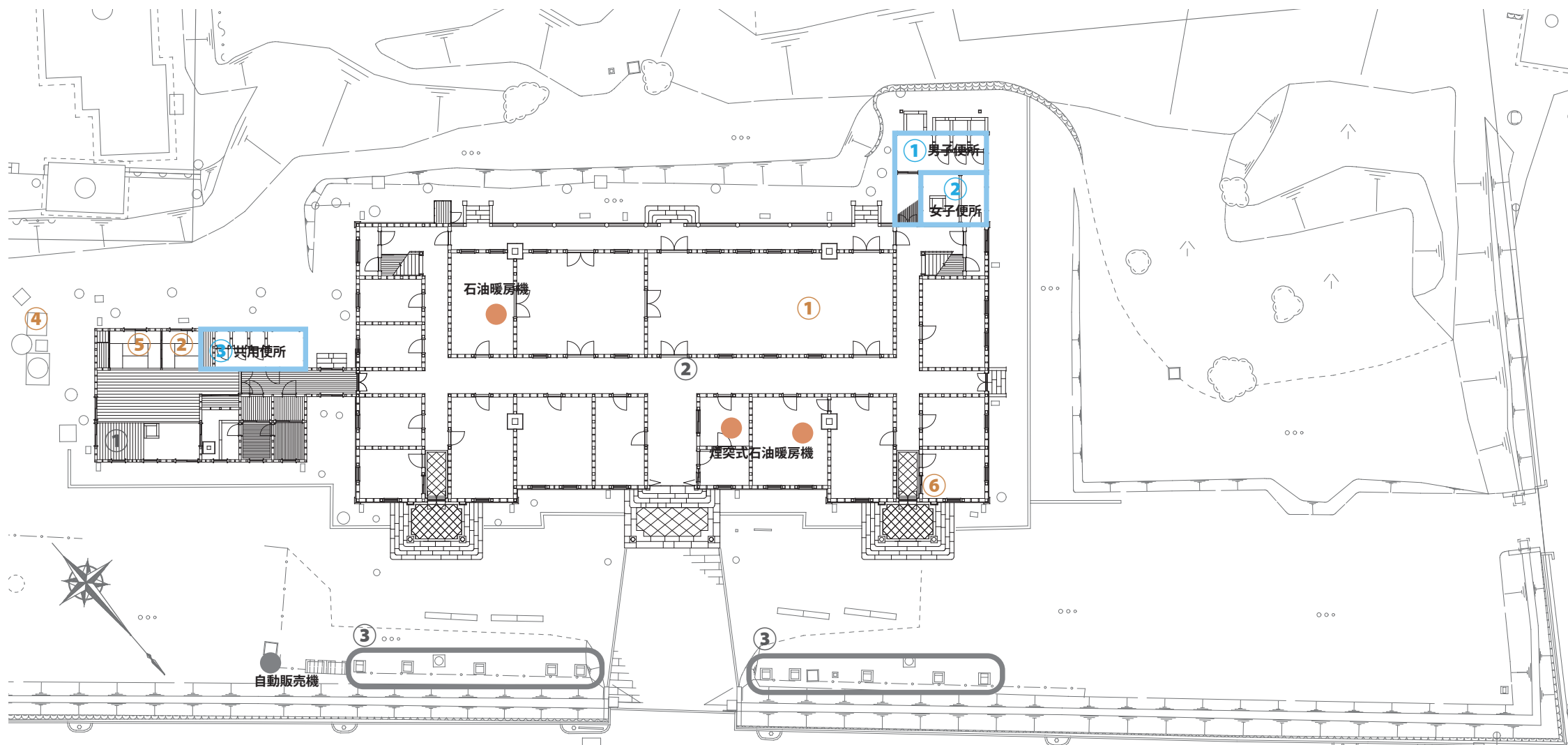


図. 設備位置図



（8） 昭和修理の概要・整備の方針

**【全体の方針】** 全体が整い充実した明治44年の行啓時の姿に復原する。  
 内装類は、大規模な機械生産でなければ製作不可能なもので、現在は生産困難であるものは復原しない。また、代替材は、明らかに後世のものと判るものとする。

	修理前	修理後	
内装類	リノリウム	2期目（昭和前期）のリノリウムが残存。	後補と分かるよう、無地の輸入品（西ドイツ製）を用い修理。リノリウムは本来寒地では不適とされ、活用される所は一般的な塩化ビニール系シート張りとした。
	絨織	当初材はなし。	貴賓室は雰囲気を失わない程度で安価な機械織絨織を用いた。階段など使用の激しいものは、堅牢で安価なものとした。
	カーテン	当初材はなし。	古写真などを基に復原し、裂質と柄は新たにデザインした。他の内装類と比較し高価だが、耐用年限が少ないので、既成品程度とした。貴賓室は、御座所としてふさわしいものを別注品から選定した。
	照明	現存及び別途保管されていたものがあった。	現存及び別途保管されていたものや史料、痕跡から復旧した。復原灯具以外に照明の必要な部分には、従来の中古のシェードを利用した既成品コードペンダントを取付けた。補助照明は、取外し容易な照明器具を仮設的に設置することとし、電灯スイッチ、コンセントなどを設置した。コンセントは壁を避け、すべて床に設置した。
	紙貼り（壁・天井）	貴賓室は、壁・天井に当初の紙張りが残存。ただ、御食堂は紙貼りが失われていた。	当初のプリント柄の輸入物が良好に残存していた。破損箇所は、同じような紙質のものに絵具で模写した。御食堂は、当初は御召替室と同じ仕様だったが、漆喰面に水性ペイント塗となっていた。当初の壁紙は入手できず、白色系の壁紙を貼って雰囲気を似せるに留めた。
	漆喰		当初の中心飾りは、裏打ちにてFRP補強を行った。欠失している中心飾りは旧規に倣って復原。
	建具		雨風などのため正面両脇出入口に定規縁とドアクローザーを、2階中央ベランダ出入口に定規縁を設置した。
外部	車寄せ 避雷針・飾り柵	2階ベランダが腐朽。	加工して転用できる部材は再利用し、当初形式に復原した。中央陸屋根に飾り柵と避雷針を古写真により復旧した。
	煙突	屋上はRC造に変更。	旧規の煉瓦造に復し、金物などにより構造補強を行った。
	外観塗装	建設後、2度塗替え。	建物のもつ性格上重要な意匠であり、当初の色調に復旧した。
その他	便所	全て男女共用の便所だった。	突出部1階石炭庫（もと湯沸室）に女子用仮設便所を設置し、突出部は男子用、附属棟は共用とした。設備類はすべて一般のものとし、換気扇、暖房用照明（配線まで）を設置。
	その他設備		附属棟板間に給排水設備と都市ガス設備を設置した。浴室は将来の使用に備え給排水管工事まで施した。放送設備、電話などは、配管、配線を考慮した。
	防湿の措置	建物周囲に土砂が堆積し、排水が悪く、湿気をよんでいた。	暗渠排水管の設置、防蟻処理、床下地盤に防湿用シートを敷詰めた。建物内部のドラフト効果を期待し、越屋根軒や床下、床板の見え隠れ部分に換気孔を設置した。また一部は、点検口を兼ねて拡張した。

表. 各部の修理・整備方法（「保存修理工事報告書」より整理）

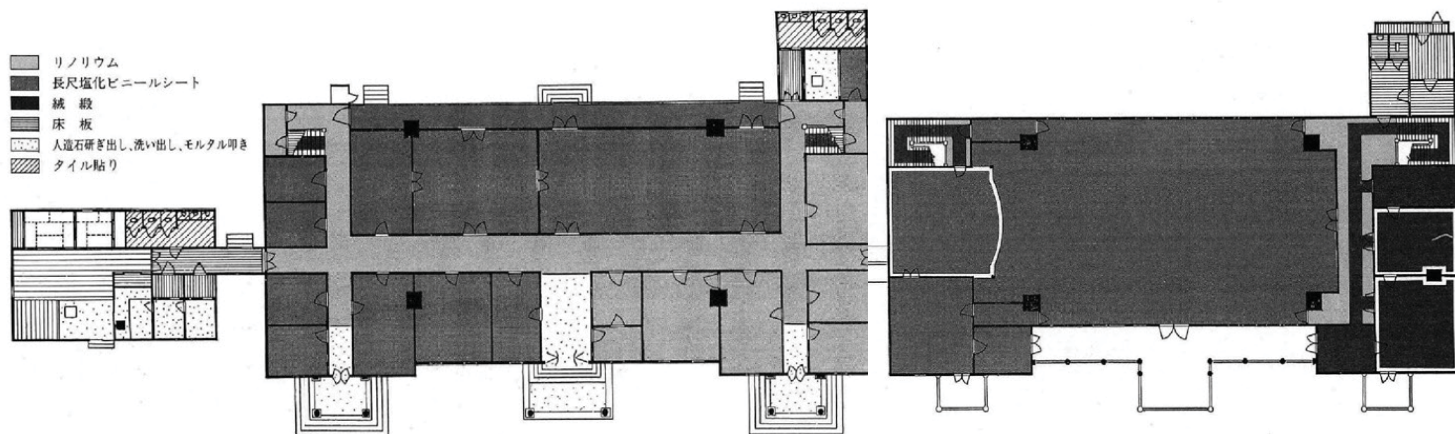


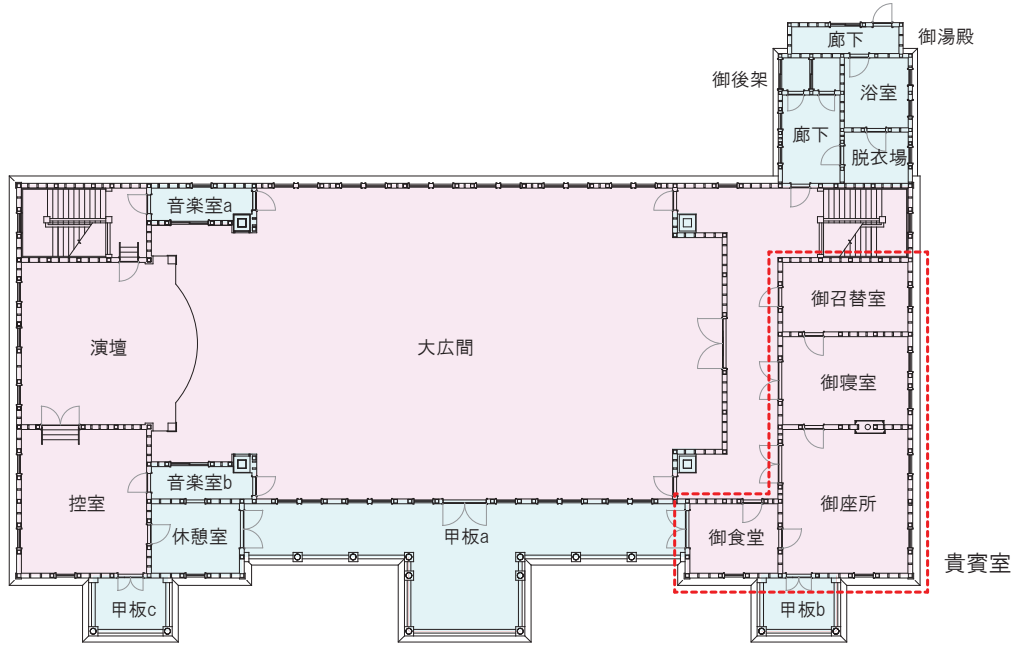
図5-75 実施1階床仕上

図5-76 実施2階床仕上

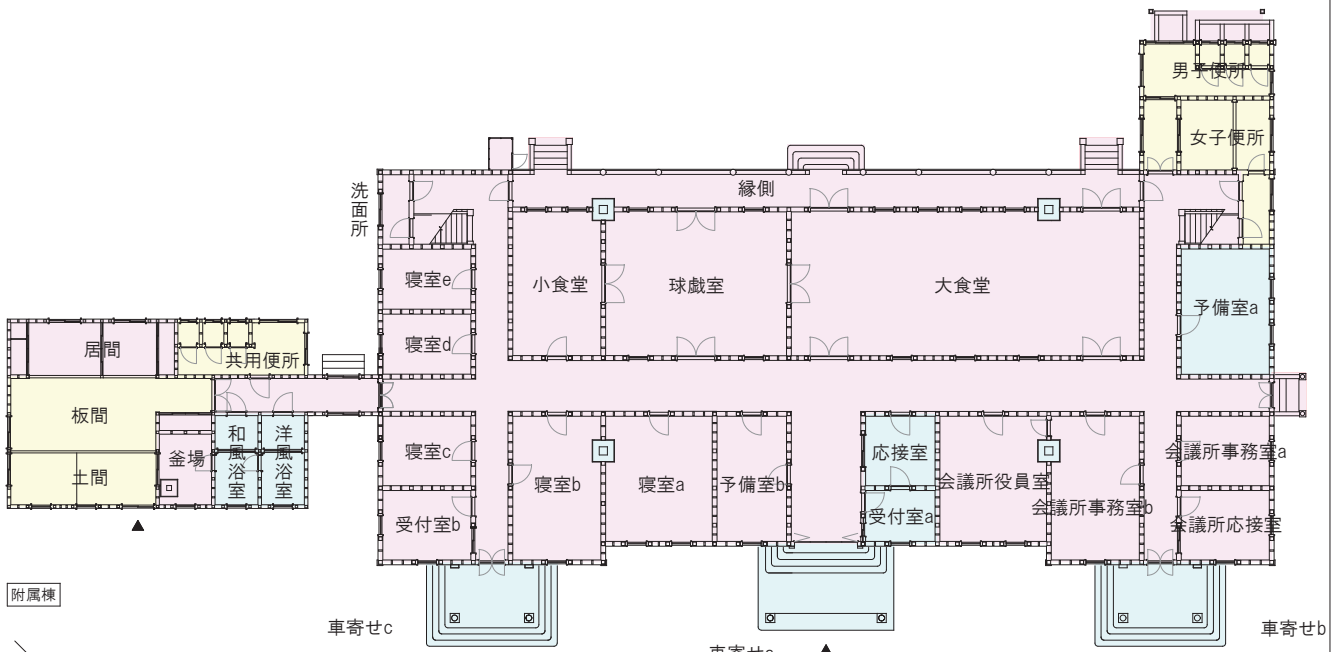
図. 修理後の床仕上げ（左：1階、右：2階）



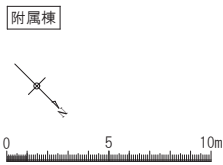
- 明治44年当時の状態がよく保存されていた部分
- 主要構造部や間仕切を復元した部分
- 間取りを復元し、設備を整備した部分



2階平面図



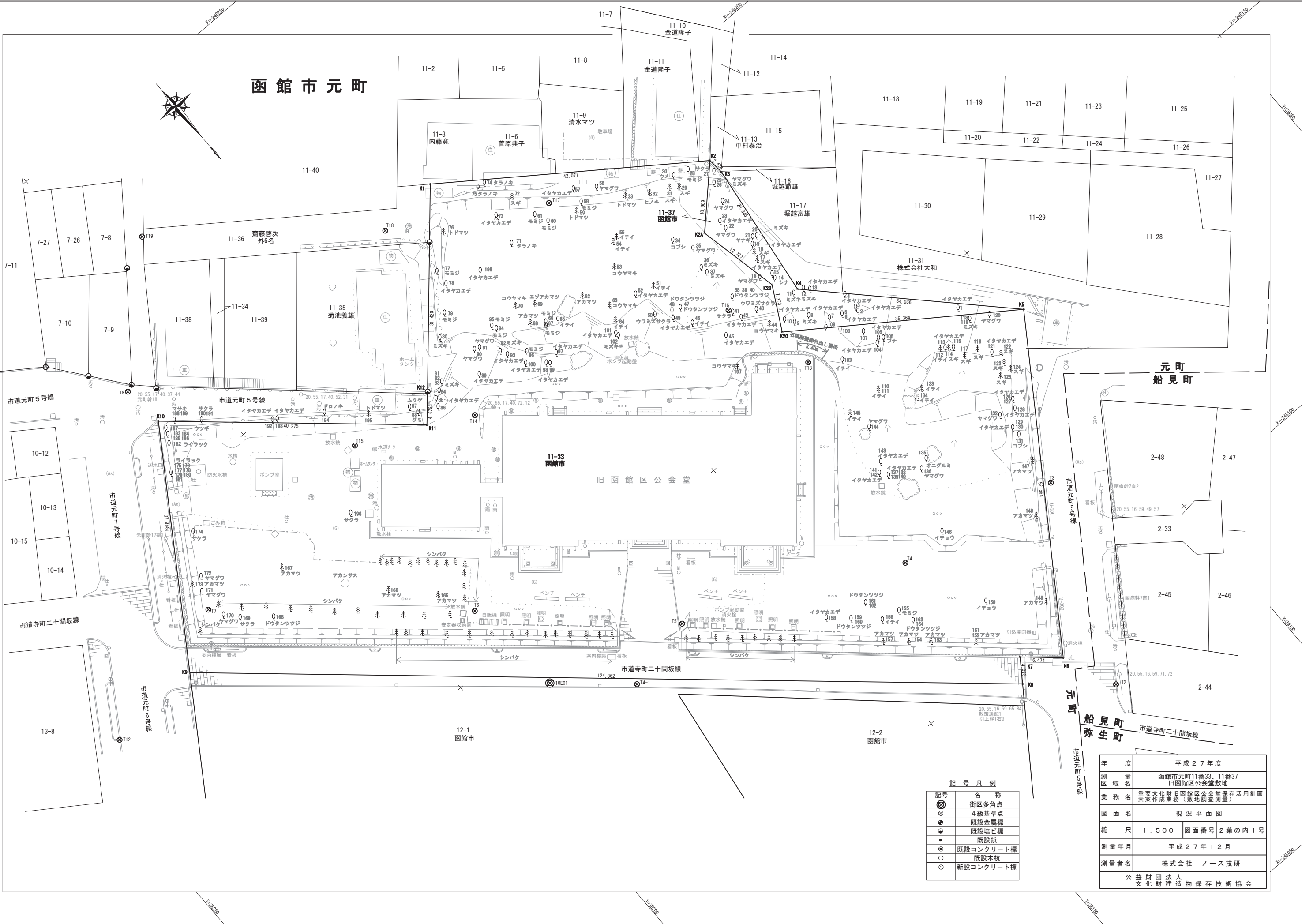
1階平面図



本館

図. 各部屋の復原・整備の区分

函館市元町



記号凡例

記号	名称
⊗	街区多角点
⊙	4級基準点
⊕	既設金属標
⊖	既設塩ビ標
●	既設鉄
⊙	既設コンクリート標
○	既設木杭
⊙	新設コンクリート標

年度	平成27年度
測量区域名	函館市元町11番33、11番37 旧函館区公会堂敷地
業務名	重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画 素案作成業務(敷地調査測量)
図面名	現況平面図
縮尺	1:500 図面番号 2葉の内1号
測量年月	平成27年12月
測量者名	株式会社 ノース技研
公益財団法人 文化財建造物保存技術協会	

平成27年度 旧函館区公会堂 保存活用計画素案作成業務 事業スケジュール

2015.09.14  
(更新：2016.01.19)

調査内容	平成27年			平成28年			
	7	8	9	10	11	12	
調査内容		打合せ・現状確認 部分部位調査 家具・調度品確認	ヒアリング (管理・防災・活用) 部分・部位確認調査	ヒアリング (管理・防災・活用) 部分・部位確認調査 ● 敷地図調査 (樹種の確認含む)	史料調査 (追加) 家具・調度品確認 (所在の確認)		3
作業	ヒアリング項目確認 調査事前準備 (昭和修理整理)	資料収集・調査 委員会準備 (主に1章)	委員会準備 ヒアリング項目整理	部分部位設定 (2章)	委員会準備		↑
委員会			第1回(9/14) 計画の概要 事業の経緯 検討事項の整理と事業スケジュール 計画範囲の設定 文化財の価値の整理 部分・部位 (基準等の整理) 活用に関する意見交換				第2回(時期未定) 管理・防災・活用の現状 修理計画 環境保全計画 活用に関する意見聴取
その他		委員会資料の 内容の確認・調整 (月末)					年度成果まとめ

平成28年度 委員会スケジュール

- 〈第3回〉 防災計画、活用方策のまとめ
- 〈第4回〉 防災計画修正、活用方策修正、保存活用計画案提出
- 〈第5回〉 保存活用計画修正、総括

平成28年度  
旧函館区公会堂 保存活用計画素案作成業務 事業スケジュール

2016.01.19

	平成28年					平成29年						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査</li> <li>ヒアリング追加調査 (防災関係)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>追加調査 (必要に応じて)</li> </ul>								
作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>残存家具整理</li> </ul>											
委員会		第3回(6～7月) <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全方針検討</li> <li>防災対策方針検討 (防災、防犯、耐震、台風、その他の災害対策)</li> <li>活用方針検討 (公開・展示計画、ゾーニング、動線計画、設備計画等)</li> <li>1～2章の確認</li> </ul>					第4回(10～11月) <ul style="list-style-type: none"> <li>3章「環境保全計画」まとめ</li> <li>4章「防災計画」まとめ</li> <li>5章「活用計画」まとめ 管理運営計画 外構及び周辺整備計画 建築計画</li> <li>3～5章の確認</li> </ul>				第5回(年度末) 総括	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>保存活用計画(1～2章)計画(草案)事前送付</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>保存活用計画(3～5章)計画(草案)事前送付</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>保存活用計画-全体計画(草案)事前送付</li> </ul>

● →  
各種計画調整  
保存活用計画執筆/まとめ